

# 道路幅員証明交付申請書

太枠内をご記入ください

年 月 日

相模原市長 あて

住所

申請者 氏名

連絡先電話

住所

代理人 氏名

連絡先電話

自動車運送事業免許申請に必要ですので、下記の道路幅員の証明につき、関係書類を添付のうえ申請します。

証明地番先	相模原市	番地先道路
路線名	国道・県道・市道	
種別	軽貨物 個人タクシー 一般貨物自動車 介護タクシー ( )	
添付書類 (必要部数+市控え1部)	1. 案内図(縮尺1/1500程度) 2. 位置図(縮尺1/500程度)(公図写し・手書き等) 案内図・位置図は任意の様式で構いません。	
必要部数	部	

総幅員 \_\_\_\_\_ m      車道幅員 \_\_\_\_\_ m  
 車道幅員4.0mを超える場合      一方通行      中央分離帯 有・無  
 地域区分      車両制限令第5条      第1項      第2項  
                  車両制限令第6条      第1項      第2項  
 その他 \_\_\_\_\_

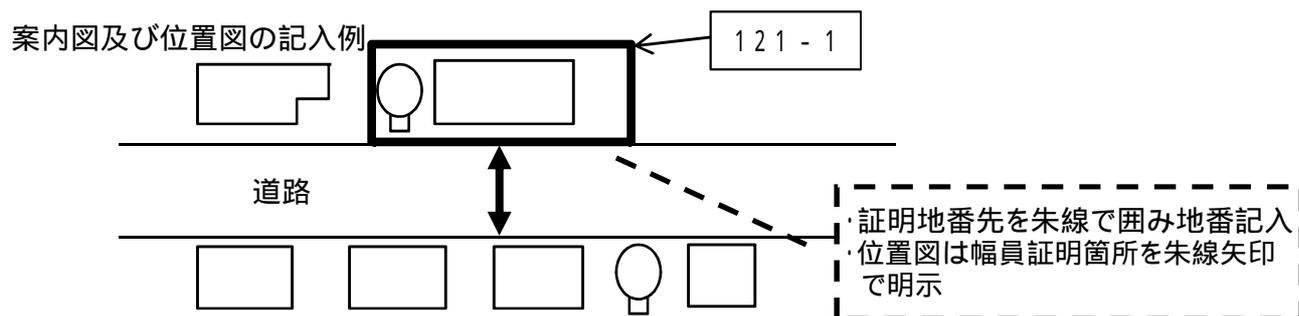
**【証明交付処理欄】**

納入通知番号	部数	件数	手数料	
年度				
	部	件	円	
決 裁	担当課長	担当	合議	公印使用承認
				.

【備考】 証明書完成連絡日      年 月 日      証明書引渡日      年 月 日

# 注 意 事 項

1. 申請書の証明地番は、公図等で確認し、間違いなく記入して下さい。
2. 案内図及び位置図については、当該箇所を朱線で囲み、地番を記入して下さい（1部のみ）。  
また、位置図には幅員証明箇所を朱線の矢印で明示して下さい（1部のみ）。



3. 証明書は、申請日より1週間程度で交付します。
4. 手数料は、次の条例に基づき徴収されます。

相模原市手数料条例 第1条及び第2条第9号

証明 1件につき 300円

相模原市手数料条例施行規則

第2条 第2項 第1号

ウ 土地又は建物に係る証明については、2筆又は2棟以内及び会計年度ごとに1件とする。

## 【相模原市内の道路に関する道路境界証明、道路幅員証明の窓口】

担当窓口	電話番号	担当路線
緑土木事務所	042-775-8817	緑区（津久井、相模湖、藤野地区を除く）内の国道413号、県道・市道
津久井土木事務所	042-780-1415	緑区（津久井、相模湖、藤野地区）内の国道412号・413号、県道・市道
中央土木事務所	042-769-8375	国道129号（全線）、中央区内の県道・市道
南土木事務所	042-749-2212	南区内の県道・市道

郵送での受付は行っておりません。

ご不明な点は担当窓口までお問い合わせください。